

(コーディネーター)

それでは、事業番号 13、津田地蔵池オアシス共園維持管理業務負担金交付事業について、ご説明いただきたいと思います。事業シートに沿って、事業シートに書ききれない部分をメインにさせていただいて、添付資料に行く場合、ぜひご指示いただきたいと思います。約 5 分ほどでお願いいたします。よろしくお願いたします。

(説明者)

津田地蔵池オアシス共園維持管理業務負担金交付事業でございます。本事業は、津田地蔵池オアシス共園維持管理に必要な経費を、地域の管理団体さんに負担金として市から交付することによりまして、本共園の適正な維持管理をしたり、豊かな水辺空間として市民に憩いの場の提供することに合わせまして、農業用水を確保することを目的として実施しております。

本共園は、そもそも農業用ため池であった津田地蔵池を、ため池の持つ多面的な機能、例えば農業利水機能であったり、遊水・防災機能、それから環境保全機能、安らぎを提供する機能、そういう多面的な機能を活用するために、大阪府の定められましたオアシス構想に基づいて整備を行い、親水空間として、一般市民に開放している施設でございます。

補助資料の方をご覧ください。資料右図の方、施設の概要と位置図がございますが、本共園は本市南東部の JR 学研都市線津田駅より北東に徒歩で約 5 分のところがございます。津田駅を起点として、東部の生駒山系の里山に通じる大阪環状自然歩道北コースなど、ハイキングコース道などになることで、近年、その休憩場所、集合場所等に訪れる方が大変多くございます。

また、地域の保育園、幼稚園などの園外保育などでも活発に利用されておりまして、多くの市民に親しまれていると認識しております。

左が、概要ですけれども、敷地面積が約 1 万 8,000 m²うち、池の水面面積が 1 万 2,000 m²ありまして、土地の所有者、いわゆる底地の所有者でございますが、枚方市津田財産区管理会でございます。平成 7 年 7 月に設置をいたしました。主な構造物でございますが、右側の図にありますように、モニュメントや木製デッキ、コンビネーション遊具、多目的広場などがございます。

ただ、親水施設として整備いたしました木製デッキでございますけれども、設置後 15 年を経過しているということもございまして、老朽化が進み、度々補修を重ねてまいりましたけれども、その安全面に不安があることから本年 7 月より使用を中止している状況でございます。また、池の中央にあります雪マークみたいなやつですけれども、その中央にあるフロート噴水、せせらぎ水路など故障によりまして、一部、親水施設の使用ができない状況が現状でございます。

本共園の管理運営につきましては、地元の任意団体であります、地蔵池オアシスコミ

ユニティ協議会をお願いしております。その構成でございますが、津田区、津田財産区管理会、底地の所有者ですね。津田水利組合、これは池の水利権の水利権者です。それから JA 北河内津田支部、これは農協の地域支部です。津田福寿会、これは地域の老人会です。及び、津田子供会でございます。ここでお詫びがございまして、この構成員の中に枚方市自身の記述が漏れてございます。追加していただくよう、お願い申し上げます。申し訳ございませんでした。

主な管理内容でございますけれども、園内の清掃や遊具等の点検、草刈りなどがございまして、その必要な経費を負担金として、年間 200 万円を協議会へ市より支出し、協議会がシルバー人材センターなどに委託するなどの方法で、施設の管理を運営されてございます。

なお、これとは別に、協議会を構成する団体さんが、独自に園内の清掃や草刈りなどを行うなどの役割を担っていただいております。

シートに戻っていただきたいんですけども、今後の課題ですが、親水空間として市民の農業理解を深めるといふことと、農業用水を確保するといふ目的で開園いたしました。先ほど申しましたように、開園後 15 年が経過して、親水施設等の老朽化が進みまして、改修には多額の費用がかかるということや、不特定多数の市民の方が利用されるにもかかわらず、施設の管理運営につきまして地元の方が負担するということも、一部の方には不公平感を感じられている方がおられます。また、メンバーの固定化や高齢化など課題が多く、管理手法について今後の検討が必要だと考えております。

先ほど申しました大阪府が決めましたオアシス構想に基づきまして、同様の施設が府内で 34 地区整備されております。本市のようなため池コミュニティという、地域団体を構成されている地域は 19 団体でございます。本市と同様な課題をお持ちというように伺っております。

簡単ですが、以上で終わらせていただきます。

(仕分け人)

ちょっと議論の前に、私の方からお伺いしたいんですけど、この 57 ページの成果目標なんですけど、管理が目標なんです。ここを管理維持することによって、何か目的があるんじゃないかと、管理が目標なんでしょうか。そこら辺をご説明いただきたい。

(説明者)

目的は、共園の維持管理の適正を図ることによりまして、豊かな水辺空間として市民に憩いの場を提供するというふうな目的をさせていただいてまして、その施設の適正な運営が行われれば、基本的に豊かな水辺空間の適正な利用ができるという意味で、目標という表現をさせていただきましたということです。

(コーディネーター)

それでは、議論を始めさせていただきます。

(仕分け人)

それでは、確認という意味でお聞きしたいんですが、この維持管理が、園内の清掃とか遊具の管理とか色んな草刈りとか、この維持管理が財産区の方々にやっておられる、施設管理については枚方市が補助してると、そういうことですか。

機械施設等、施設管理については枚方市が管理してるということですか。分けて考えておられるわけですか。

(説明者)

はい。日常の草刈りやゴミ拾い、遊具の点検等につきましては、地域の団体さんが行っていただいています。団体、コミュニティ協議会の方にやっていただいています。それと別に、それぞれの団体さんが、それぞれの役割に基づいて草刈り、例えば、水利組合さんでしたら池内の、そもそも池の利水を管理されていた分担でされていたような草刈りなり、清掃なりをしていただいているということになります。

(仕分け人)

そうしますと、最初に、冒頭におっしゃられたように、この財産の所有権は津田財産区が持つておられるわけですね。

そこで、ちょっとお聞きしたいんですけど、歩道とか、あるいは構造物ですね。東屋とか人工物による柵とか。これは誰が作っておられるんですか。

(説明者)

枚方市です。

(仕分け人)

そうしますと、枚方市の所有ということですね。

(説明者)

そうでございます。

(仕分け人)

そうしたら、こういった施設の中に、地域、土地の中に、要するに枚方市に所有権のあるものが作られてるということと、本来の所有権者と、市の構造物と市との関係はどのように理解したらいいんでしょうか。

(説明者)

この事業が実行されるときに、このオアシス構想という構想に基づきまして整備を行ったわけですが、一定、地域の権利者の方と枚方市とで、今申し上げたように合意がされております。

(仕分け人)

基本的には、地方自治法で財産区の財産についての費用負担は財産区がするということになってますね。それとの関係は、どのように理解したらよろしいでしょうか。

(説明者)

財産区自身の財産につきましては、そもそも池だけなんです。で、その部分におきましては、引き続き財産区の財産。それから財産区さんと水利における水利組合さんとの関係、それぞれの関係によりまして、それぞれの管理は、それぞれがさせていただいてございます。

(仕分け人)

そのことが、維持管理を行っているというのはコミュニティ協議会、そして、施設管理は枚方市ですと、そういう分け方になっているわけですね。それが、ベースなんです。

(説明者)

そのとおりです。

(仕分け人)

これ、そもそも枚方市がこの施設をやめてしまった場合、運営できるものなんですか。そうではないでしょうか。

(説明者)

運営はできません。

(仕分け人)

それはどういうことですか。

(説明者)

具体的には、公園用の広場、遊具等の施設がございまして、それを市民の方にきれい

な状況で安全に使っていただくためには、ひょっとしたら草も生えるし、ゴミも落ちるし、遊具も危険な状況になる場合もありますので、その辺の維持管理を行っていただいております。それぞれの必要な費用を支出しているということになります。

(仕分け人)

清掃や日常的な点検は地元の協議会に委託して、その分の費用ということですよ。

(説明者)

委託ではございません。必要な経費を地元の協議会に市から負担金として支給して。具体的には、地元の協議会さんが委託で点検、業務委託をされているという状態でございます。

(仕分け人)

それは、枚方市さん以外にもどちらかからも負担金が出ているんですかね。そこに対して。

(説明者)

枚方市だけでございます。

(仕分け人)

それはどうして。

(説明者)

公共的な施設につきまして、枚方市が公共性を担うという部分でございますので、その部分で、枚方市の持ち物ほとんどの管理をしていただいているわけですので、必要な経費を支出していただいているという考えです。

(仕分け人)

今後の方向性で、地元の方々が、みたいなことが出てくると思うんですが、その辺はどういうふうにお考えですか。もう少し詳しくお伺いしたいのですが。

(説明者)

はい。一番悩ましいことなんですけど、そもそもこの池を市民の方に供するような、公園様の空間として使用するとき、この協議会という地元の方に親しんでいただきまして、地元の方の自分の持ち物だから大事にしようという気持ちも育んでいただけるという意味もありまして、実は、このコミュニティ協議会というもの設立いただいて、

管理運営をお任せしているという状況でございます。その中には、例えば、コミュニティ協議会さんがここで独自のイベントを行われるというのもありなわけでございます。

ところが、この付近は、そもそもこの開設当時はあまり開発もありませんでした、ここを開発したときにはうっそうと茂っていた、農業用のため池だったわけでございますけども、結果的には、図を見ていただいたらわかるんですけども、今は、この池の東部に第二京阪国道が通りまして、津田山手というごつい開発地もございまして、それに伴って、地元さんの愛着感というんですか、そういう部分と、この辺、想像の域なんですけど、そういう意味での不公平感があつたんじゃないかと想像してございます。

ただ、今後、そのコミュニティ協議会さんに、引き続いて管理委託、運営をお願いするという方向については、今後とも、できたらしていただいて、ただ、手法についてはそれぞれ考えていかないとならないと考えています。

(仕分け人)

ちょっと、もう少し事実関係を教えてください。池の部分は、財産区が持っているということだと、それ以外は市の市有地。

(説明者)

いえ、底地はすべて財産区です。

(仕分け人)

土地、この色々ありますよね、周辺施設。土地は全部財産区のもの。池だけでなくて。

(説明者)

この図によりますと、右下に三角の白いところがありますけども、ここにちょっと、私有地が入ってますが、それ以外は財産区の所有地でございます。

(仕分け人)

それで、もともと、財産区があつたのは、ため池であって、水利権とつながってたわけですね。それで周辺が田畑で、田んぼであって、田んぼの水利権とつながってたということ、その水利権そのものは今、必要とされてるんですか。

(説明者)

はい。そのとおりです。

(仕分け人)

じゃあ、田んぼの水として使われていると。

(説明者)

はい。そのとおりですね。

(仕分け人)

そうすると、これは財産区の持ち物で、水利権を保全しながら周辺の水利施設として田んぼの水のために使っていかなきゃいけないという前提は、崩せないわけでしょう。

(説明者)

そのとおりですね。

(仕分け人)

説明でおっしゃっていた木製デッキとかが、今使われないような状態だということで、それを補修されていくんですか。これから。そういう計画があるんでしょうか。

(説明者)

実は、木製デッキにつきましては、木製ですので、当然時期が来れば腐ってくるんです。ですから、これまでも随時、補修を続けてきたんですけれども、補修しなければならない箇所が多くなって、使用につきましては、通行をやめるような状況になっております。ただ、この木製デッキ自身の開設当時の資料によりますと、作るだけで約 4,000 万円程かかっているような積算でございます。

ただ、この写真では見にくいんですけども、立ち上げは H 状の鉄でして、上に木を乗せて組み立てているデッキでございます。おそらく、安全確認もしなあかんですけれども、下の方については、目視によりますとどうもないようです。上の部分の木が腐ってきて落ちてしまうような危険があちこちに見受けられるので、それだけを替えたらどうなるかという積算ですけども、ざっと 1,000 万円くらいはかかるかというふうに考えております。

本来でしたら、こういう木製デッキにつきましては、地蔵池の目玉みたいな施設でございます。市民に親しまれておりましたので何とかしたいのですけれども、財源の確保等もございますので、どうするかという方針については、まだ決めかねている状態です。

(仕分け人)

農業用水の確保という観点から農政課が所管されていると思うんですが、市民に良好な水辺空間を提供するという観点でいいますと、200 万円というランニングコストは、高い気がするのですが。

(説明者)

適切であると考えております。

(仕分け人)

枚方市でしたら、他にも所管課は違えども色々な公園があろうかと思うんですけど、良好な水辺空間というキーワードが出てきたので、お伺いしました。

(仕分け人)

確かに、ため池は随分あるんですよ、枚方市に。大小さまざまありますけどね。例えば悪いかも知れないですけども、あまり家は古いけども、少し手入れして、手入れは全部先様が面倒見ようじゃないかと。こういう感じがね、例えば、この木造デッキもそうですね、これ枚方市が設置されたんですよ。これ当然、維持管理は市役所がしないといけないわけで。これにかなり投資してるわけなんですよ。それが、しかも、なおかつ公営的な親水空間としてどうのこうのと言われてるけど、大体この場所は、ここは閉ざされた場所、この場所がね。津田駅の裏側で。誰でも自由に入る場所ではないんですよ。むしろ津田の方々が、憩いの場所を非常に有効に使えるかなという感じがするんですけど、その辺はちょっと我々枚方市民としては、何となくすごい行政が面倒みてるなと。それならうちの近くも面倒見てくれへんかなと、こういう話になりますね。たまたま大阪府のオアシス構想があったからこのことが成功したわけで。その辺はどうなんでしょう。

(説明者)

そもそも、ここに公園様の広場が必要であったかどうかという議論というのも、必要事項だったと思うんですけども、この地蔵池の、ここに白い三角の部分も含め、公園としての都市計画決定がされております。

というので、枚方市としても、ここには、こういう市民に供する広場が必要であったということで計画を立てていると、この事業を導入しているというふうに理解しております。

(仕分け人)

それは、何年ごろですか。

(説明者)

約 40 年ほど前になります。

(仕分け人)

公園として都市計画決定されているっていうのは、これ全体がですか。

(説明者)

先ほども言いました、白い三角を含めた部分です。

(仕分け人)

公園として、都市計画決定がされてるけども、財産区が持っている土地だし、だから、まだ公園にできないと。計画上、公園にするということになってるわけですか。

(説明者)

そういうことです。

(仕分け人)

なるほど。

(仕分け人)

ちょっと詳しくないのでわからないんですけども、そうすると、これは枚方市が法律上、草刈り、日常管理をやらなければならないという理解でいいわけですか。

(説明者)

そのとおりです。

(仕分け人)

それはどういうふうに。さっき財産区のことについては財産区の人がやるという質問もあったかと思うんですけども、話を聞いてると、本当に市がやらなくちゃいけないんだったら市がちゃんと委託契約か何か結んで、きちんとやらなくちゃいけないのかなという気もするし。それは、でも、地域のものだから地域の皆さんでやってもらえるように持って行って、負担金で何となくやってもらってるっていうみたいな感じするんですが、どっちが正確というか、どこが正確で、だけどころする、こうなるように持っていくんだという、そういう説明をしてもらえるとうわかりやすいかなと思います。

(説明者)

コミュニティ協議会として、地域の方が関わり方の問題と、それから施設を維持管理しなければならない市長の役割の分担の問題だと考えています。

本来でしたら、都市計画決定されているわけですし、公園としてやろうといたら、

市が全部公務で、公園管理を市が、市の直営ですというのもあり得る話ではありませんけれども、今回この津田地蔵池オアシス共園を開園するに当たりまして、地域の皆さんのご協力を得まして、地域の財産である地蔵池というものを市民の皆さんに水辺空間というような安らぎという部分を含めまして提供するために、地域の皆さんにもご協力していただいたと。

それで、それについての経費につきましては市が持ちました。実際、その当時の経費につきましては、大阪府さんからほとんど出ているんですけども。

今後のことだと思いうんですけども、財政状況が厳しいということでございますけれども、できるだけ効率的な維持管理をということでございますから、それぞれの施設そのものは市の持ち物ということでございまして、例えば、施設そのものは直営で市が管理する。それ以外のソフトであるとか、通常の管理につきましては地元をお願いするような方法がふさわしいかなと考えておるところです。

(仕分け人)

最初のところで言われた、本来であれば、市の財政状況が良ければ所有権も買い取っみたいなことだったけれど、今はそうではないわけですね。

そうでなくても、市が管理すべきっていうところは、それでいいわけですか。

(説明者)

はい。市民の皆様にも、不特定多数の方に共用している部分につきましては、公共が見るべきだということで、市が維持管理するべきと考えております。

(仕分け人)

端的にお伺いしますが、要は、公園であるということは普通、行政財産ですね。当然、公共団体が土地も持たなきゃいかんです。普通はね。それをそうじゃない形で今後残しておこうとすると、永久に計画決定されてるということにならんという話。ならないことはないのかな、例外はもちろんあるので。人様の土地のままで。公園にできないことはないけれど、その持ち主は、これを何とも他に利用できないわけですね。

(説明者)

こんな状態です。

(仕分け人)

ですね。そうすると、財産区の皆さん方というかは、この土地を市に譲渡するとかそういうお考え、ないし、市とそういう協議を持たれた経過はあるんですか。

(説明者)

正式にはございませんが、色々な話を聞く中ではそのような話がある、一部の方に
るように聞いてますが、正式にはございません。

(仕分け人)

例えば、水利権そのものは池として残しながら、残すということは水利上の権利は残
すということになると思うんですが、財産上は市の方に移管するような、例えば、寄附
というような話はないんですか。

(説明者)

寄附という話まではないです。

(仕分け人)

結局でも、これは宅地化できないんでしょ。つまり、財産としての価値は市の方では
どのように見られてるんですか。都市計画決定された公園であって、しかも、水利権の
ある池であって、池を含めて、全体として都市計画決定された公園だということになる
と、土地の財産価値についてはどういうふうに評価されてるんですか。そういうふう
にお考えになったことないですか。つまり、例えば買い取りなんかとか。

(説明者)

よくわかりませんが。買い取りですか。

(仕分け人)

例えば、無償で寄附を受けるっていうような話はないってことですよ。買い取りを
主張する場合有償になるんですよ。そうすると、これは宅地並みの評価になるん
ですか。

(説明者)

その辺の評価はしたことがないので。

(仕分け人)

考えたことがないからわからないと。なるほど。

(コーディネーター)

他にご意見ありませんか。

(仕分け人)

ここは、津田以外の枚方市民の方は使えるんですか。

(説明者)

先ほど冒頭で申し上げましたように、たくさんの方が利用していただいています。特に、津田駅から東部の里山に来られる方には、集合場所にしたり、あるいはお弁当を広げたりされている方もいらっしゃいますし、地域の団体さんが憩いの場として活用してる場合もございます。

(仕分け人)

もう一回事実関係だけ。ここは宅地というか、固定資産税は非課税ですか。

(説明者)

財産区自体が特別地方団体ということで。

(仕分け人)

そうですね。全部財産区の土地ということで。この一部の地域以外は財産区が所有してるので、基本的には課税対象になってない。だからそういう意味では、ほとんど準公共用地なんです。そうなんです。だから、そういうことを含めて、財産区から譲り受けるっていうのは通常は寄附になる。そうじゃないかと思うんですよ。

こういう事例があんまりないからあれですけども、財産区ってのはそういう団体ですよ。それ自体は私有財産ではないんですよ。公共財産で、公共というものが財産区であるか地方公共団体であるかの違いなんです。そういうふうに物事を少しずつ整理していかないと、これはいつまでたっても解決できないですよ。ここの仕分けの場はコンサルティングの場じゃないんで、そこまであれですが。

都市計画決定がされた公園であれば、それなりに行政財産という位置付けを将来しなくちゃいけないってことを前提にして、財産区の持ち物というのをその公共団体に移管する場合の手続きなり、協議なりをどういうふうに進めていくのかっていう話ですよ。

わかりませんがね。他の仕分け人さんがどのようなお考えなのか。

ただ、都市計画決定の公園だったら、公園として維持管理していかざるを得ないわけじゃないですか。しかも実態じゃ公園になってるわけですから。手続上も都市計画決定された公園だけど、公園になり切れてない話ですよ。

(コーディネーター)

もし、そういった状況で事故が起こった場合、どういうふうになってるんでしょうか。

(説明者)

一次的には地元オアシスコミュニティ協議会さんに維持管理していただきますので、コミュニティ協議会さんになりますけども、実際には、今申し上げたような状況でございますので、そもそも枚方市が所有するような財産、支出もしてるわけですから、市にも責任はあるのではないかと思います。

(コーディネーター)

というと、市なんですか。どっちなんですか。

法律的な話になりますけども、あいまいな、こうモラトリアム状態が続いていると、もし何かあったときになっていう話になりますよね。なので、中村さんのおっしゃってることはたぶん、私はそういうふうを受け取ったんですよ。

やっぱり公園である以上、安全というのを確保しないといけないですから。

ということで、今何となく管理できてるからいいかというのはいかがなものかと思うんですけども。

他に質問ありますか。

(仕分け人)

今のおっしゃるとおりなんですよ。

私もどちらが所有権持って、どちらが管理してるのかなというのがあったわけです。これでよくわかりました。

ただ、保険料約 4 万円、施設管理者、所有者、賠償責任保険ってのがあるんですね。これはそういう意味でつながってるわけですか。

(説明者)

そのとおりです。

(仕分け人)

これ、こういうあいまいな形になってるおかげで、子供会さんとか色々な周辺の市民の方々が参加してやっておられるっていうことに関しては、私自身は評価すべき部分です。

評価するにしても、だったらこれと比べられる、他にあるところに比べて、ここはそういうことをやってるからこそコスト的にも安くできてるんですよというような内容のご説明があれば、もっとリアリティがあると思いますけれども。

(説明者)

おっしゃるのは、通常の公園を維持管理する経費と、ここの共園を維持管理する経費、

それから、コミュニティ協議会に属されてる団体さんなどが利益を受けられる、そういう部分でのバランスというか、そういう部分ですか。

(仕分け人)

そうですね。例えば、一步間違えば、ここの地権者に対する助成施設だけと思われてしまうかもしれない。今みたいにあいまいな形だと。そうじゃないんだと。逆に、これを全部市の方で買い取って、維持管理をしまえばいいかもしれないけど、そうした場合に、今よりコスト的にどうなるんだというあたりですね。

住民の方々に、こんな協議会作って、お手伝いしていただけてることは、これすごいことだと私は思うんです。いいことであれば、この部分はちゃんと残していかないといけない部分だと思いますので、ちょっと実際の成果的な部分でもあると思うんで、お聞きしておきたいなと思います。

(説明者)

実際に、そういうクラブだとかありません。

(コーディネーター)

ほか、よろしいですか。

この 57 ページの比較参考値になりますけれども、何となく、この池の管理をしてる第三者とかの水利組合の方々は、こういう公園として、木製歩道デッキができたりとか遊具ができたりということは違うんじゃないかと思ってらっしゃるふうがあるんですかね。

(説明者)

そういうわけではありません。

(コーディネーター)

それでは、喜ばしいと。

(説明者)

もちろん、喜ばしいと思っていただけてます。

ただ、それをコミュニティ協議会の一部の方には、その負担を協議会が、危険負担も含めて負担をするのは不快感を感じられている方もいらっしゃるという話でございます。

(コーディネーター)

もう一つ、違う聞き方からなんですけど、木製歩道デッキとか、結構高価なものは必要なんですかね。地元が公園としての利用者は必要って言いますよね。あればいいから。でも、実際、ここの公園が持つそのメッセージというか目的に照らし合わせて、こういうものが必要なんでしょうか。

(説明者)

設置当初は、必要であったと考えておりました。

先ほども申しましたように、厳しい財政状況でございますので、本当にこの施設の親水空間としてデッキが引き続き必要かどうかというのは検討してまいりたいと考えております。現時点では、担当課としては必要ではないかと考えています。

(コーディネーター)

例えば、このいただいた便利帳に、里山の自然とかあるんですよね。この色の塗ってある地域ですよ、この北の方ですから。里山ってきれいになって、大体この辺ですよって色が塗ってあるところに杉、津田ですとか、その地元のここを使うに当たって、もうちょっとそういう田植えを体験したりとか、そういうのに使うこともできるのであって、公園としてこれだけ立派なものがあれば、この辺の住宅地としての価値は上がると思うんですけども、地元として、もうちょっと違うやり方があるとしたんじゃないかと思っているのであれば、ちょっとこう誤差があるのかなと思うんですけども。

(説明者)

先ほど説明させていただいたように、ハード的な維持管理の分と、今おっしゃるソフトですね、この公園を、この共園を他と区別できるような、例えば、園にある水生植物園で自然観察会ができないかとか、ハイキングができないかとか、そういう試みで市ができないような活動がこのコミュニティ協議会でやっていただけないかどうか、その辺も含めまして、コミュニティ協議会さん自身に、そのソフトや、大変な木製デッキだとか遊具のリスク管理含めて双方今負わせてしまっているというところを、今後は整理できないかなというふうに考えているところです。

(コーディネーター)

そういうソフト事業って、こうやってくださいって役所から言うんじゃないくて、こううまく引き出していくもんだと思うんで、そこらへんを関与に当たられる人間は、試されてるんだと思うんですけども、人から聞くとどうしてもやらされ感に、どうしても人間ってのは、満たされてしまいますので。

その他の質問等がありましたらいかがですか。よろしいですか。

それでは、評価シートの方に移りたいと思います。評価シートの記入の方は、どうで

しょうか。よろしいでしょうか。

では、評価の方に移りたいと思います。1番不要(0人)、2番 民間(0人)、2番 国、府、広域(0人)、3番枚方市・要改善(6人)、4番枚方市・現行通(0人)。この班の結論として、枚方市・要改善としたいと思います。

皆さん要改善ということですので、ご意見を伺っていきたいと思います。

(仕分け人)

出てた話かと思いますが、これの位置付けが本当に中途半端な感じがして、住民の憩いの場であるといいながら、木製デッキは壊れていて歩けませんとか故障しているとか、やるならきちっとやった方がいいと思うし、やらないならやらない方法でどうするのかという協議をしていた方がいい。とにかくはっきりさせないと、本当に先ほどの話じゃないけれど、何か事故があったとき、本当に協議会の方たちの責任ですよと先ほど課長さんのご発言あったんですけれども、今日もし来られていたら、おいおいって話にならないのかなとちょっと心配になりました。

(仕分け人)

非常に、言いにくいとかあるんでしょうね。

でも、都市計画決定されている公園だということは、まず前提にしなきゃいけないわけですので、その面で財産区が引き続き所有権を主張する場合には、費用負担について、市がやってるの全部かということ、これは微妙ですよ。だから、そういうことを前提に、どこまで協議が必要かという話だと思います。

やっぱり、普通であればもう宅地化できないという前提に立ったときは、市に無償で寄附をいただいて、財産区から市に移管をして、その上できちんとした市の公園として手入れするべきだろうと思います。

もう一つは、地域のボランティアさんにそういう維持管理をお願いすることと分けるべきだと思います。それは、やっぱりその公園のあるゾーンを自分たちで花壇にしたいとか、色んな形で利活用される、そこで住民の皆さんがそこでボランティアとして入り込まれるということは、財産区として自分たちのものだからって話と別の話があると思いますので、それを切り離しながら、やっぱり位置付けを公園全体の中で、もう一回水利権の問題も含めて調節したほうがいいというのが私の考えです。

(仕分け人)

確かに、財産区の所有権の問題、枚方市はその中の所有権持ってますから、非常に、そのものの部分がわかりづらい。やはり、ここはきちんとそれぞれのお話にあったようにしていただく必要があるのかなと思いますね。ただ、そういった空間があるのは、枚方市にとって好ましいことだと思いますし、また、それを大いに支援いただければ、ま

だまだよしていただけるものだと、そういう気はありますけど、水利権がどうか、昔からのことで、色んなややこしいことがあるっていうのはね、かなり問題が残るなって、水利権だけでも売れますからね。だから、大変なんですよ。

(仕分け人)

私は、先ほどからの議論でいくつか問題点があるんですけど、ただ、この地域の方々には当然、すごく新しい出会いがあったんですよね。この公園をベースに草刈りとかを通じて、地域の人たちが知り合いになれる場を提供できる場所になるっていうんであれば、それと、もともとこういうコミュニティ協議会を持っているということを、いかに今後使っていくかということで、よく考えていただきたいと思います。

(仕分け人)

このままっていうのではなくて、この先の壊れたりというか、そういうところを安全にしていくことをやっていただけたらいいなというふうには思います。

(仕分け人)

ありがとうございます。これ、道狭いんでしょうか。

(説明者)

前の道、前というのは図の下側の方の道ですね。入って行くところの道。

(仕分け人)

昨日車で行ったら、これ入っていくのに道狭いんですよ。

(説明者)

どこまでだったか、前は4m道路ぐらい下側、侵入する左側の方ですけども、その右側の侵入についてはちょっと住宅と住宅が詰まってて、入りにくいかなと思います。

(仕分け人)

はい。ありがとうございます。